

仕 様 書

1. 件名

インターネット通信回線 一式

2 目的

国立高等専門学校機構本部事務局（八王子オフィス）にて利用するインターネット接続回線及び本部事務局のオフィス間（八王子オフィスと竹橋オフィス間）の通信回線の調達を目的とする。

3. 調達範囲

- ① 本部事務局八王子オフィス用のインターネット接続回線 一式
- ② 本部事務局オフィス間（八王子～竹橋間）の通信回線 一式
- ③ 導入設置及び運用保守

4. 契約期間

平成24年1月1日～平成26年9月30日

5. 使用場所

- ① 国立高等専門学校機構 本部事務局八王子オフィス
東京都八王子市東浅川町701-2
- ② 国立高等専門学校機構 本部事務局竹橋オフィス
東京都千代田区一ツ橋2-1-2 学術総合センター10階

6. 技術的要求要件の概要

- ① 本調達物品にかかる性能および技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要求要件」という。）は、「7. 調達物品に備えるべき技術的要求要件」に示すとおりである。
- ② 技術的要求要件は全て必須の要求要件である。
- ③ 必須の要求要件は最低条件を示しており、性能等がこれを満たしていないと判定された場合は不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- ④ 性能等が技術的要求要件を満たしているか否かの判定は、機構の技術審査委員会において、技術仕様書を含む入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

7. 調達物品に備えるべき技術的要求要件

7.1 本部事務局八王子オフィス用のインターネット接続回線 1式

(1) 回線要件

- ① 通信速度は、「100Mbps以上」であること。なお、回線品質は、ベストエフォート型、一部帯域保証（確保）型、完全帯域保証（確保）型のいずれかを選択することが可能である。
- ② 最大セッション数は「6以上」であること。ただし、「PPP over Ethernet」を使用しない通信回線の場合はこの限りではない。
- ③ 光ファイバー回線であること。
- ④ 設置する回線終端装置に対してイーサネット（RJ-45/8ピンコネクタ）にて接続が可能であること。なお、この接続に必要なイーサネットケーブルは当機構で用意する。

(2) ネットワーク要件

- ① プロバイダー契約等を行いインターネットに接続できるようにすること。また、接続方式は「ナンバード（numbered）」とすること。
- ② IPv4及びIPv6が利用可能で、グローバル固定IPアドレスの取得数がIPv4は「最大64個以上」、IPv6は「最大/48空間以上」それぞれ可能なこと。
- ③ IPv4のグローバル固定IPアドレスを「16個以上」取得すること。
- ④ 参照用DNSサーバ「プライマリ及びセカンダリの2台」が利用できること。
- ⑤ 高専機構のドメイン「kosen-k.go.jp」の維持管理を行うこと。

(3) 品質要件

プロバイダー網のサービス品質保証制度「Service Level Agreement (SLA)」として、網内遅延時間の保証基準が「月間平均値が2ヶ月間連続40ミリ秒以下」であり、約款又は規約に明記されていること。

7.2 本部事務局オフィス間（八王子～竹橋間）の通信回線 1式

(1) 回線要件

- ① オフィス間の通信速度は、一部帯域保証（確保）型で「最大速度100Mbps以上/帯域保証（確保）10Mbps以上」であること。
- ② 光ファイバー回線であること。
- ③ 設置する回線終端装置に対してイーサネット（RJ-45/8ピンコネクタ）にて接続が可能であること。なお、この接続に必要なイーサネットケーブルは当機構側で用意する。

(2) ネットワーク要件

- ① レイヤー2の広域イーサネット方式とし、メッシュ型の閉域網とすること。
- ② 他のネットワークとは論理的に独立し、他利用者との通信が出来ないこと。
- ③ オフィス間はVPN通信が可能なこと。なお、VPN通信に必要な回線終端装置と接続する機器（VPNルータ等）は当機構で用意する。

(3) 品質要件

通信回線及び広域イーサネット網のサービス品質保証制度「Service Level Agreement (SLA)」として、次の項目の保証基準を設けており、約款又は規約に明記されていること。

- ① 通信回線及び広域イーサネット網における故障回復時間の保証基準が、「1時間未満」であること。
- ② 通信回線及び広域イーサネット網における網内遅延時間の保証基準が、「月間平均値35ミリ秒以下」であること。
- ③ 通信回線及び広域イーサネット網における稼働率の保証基準が、「99.99%以上」であること。

7.3 導入設置（全回線共通）

- ① 回線敷設工事（配管等の付帯設備工事も含む）及び回線利用に必要な機器（回線終端装置等）の搬入・設置・設定作業等を行うこと。
- ② 回線利用に必要な機器（回線終端装置等）については、当機構担当者が指定する箇所（部屋やラック内の設置位置など）へ導入設置すること。なお、必要な電源コンセントは当機構で用意する。
- ③ 回線利用に必要な工事及び作業等は「平成23年12月26日」までに行い利用できる状態とし、「平成23年12月26日～31日」の期間は、利用を開始するための試験期間とすること。また、試験期間中の費用は受注者の負担とすること。
- ④ 導入・設置作業時には、当機構の施設等に損害を与えないように注意するとともに、当機構担当者立会いの上で行うこと。万一施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状復帰すること。

7.4 運用保守（全回線共通）

- ① 障害発生に対する通報窓口を設け、対応時間は24時間365日とすること。また、障害の復旧作業についても24時間365日対応すること。
- ② 運用管理及び保守の責任分界点は回線終端装置までとすること。
- ③ 回線の状態監視が24時間365日実施されており、障害発生時は電子メールで通知されること。
- ④ 工事や障害等の情報をホームページ上で確認ができること。

- ⑤ 一定期間内の回線使用状況等がわかるデータを定期的に提供でき、ホームページ上で確認ができること。
- ⑥ 受注者の都合等により回線の停止を行う際は事前に停止日時などを報告し、当機構の了承を得た場合のみ実施すること。

8. 提出書類及び提出期限

- ① 提案する通信回線の構成（回線種類・速度の一覧）及びカタログ・データシート各1部を入札書提出期限までに提出すること。
- ② 導入体制及び保守・サポート体制表1部を入札書提出期限までに提出すること。
- ③ 引渡時に下記の完成図書（冊子3部）と全ての電子データ（CD-ROM 格納）を納品すること。また、内容については当機構担当者と協議の上で決定すること。
 - (1) ネットワーク設計書および構成図
 - (2) グローバル固定 IP アドレス一覧

9. 機密保持

- ① 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ② 受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③ 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、事前に当機構の許可を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④ 当機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。業務上やむを得ず複製する場合は、当機構の許可を得なければならず、この場合にあっては使用終了後はその複製を当機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

10. 受注要件

一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク制度によるプライバシーマーク使用許諾、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関による ISMS (ISO/IEC27001 又は BS7799) の認証を受けていること。

11. 導入に関する留意事項

回線利用に必要なランニングコスト（回線使用料、終端装置使用料、プロバイダー使用料、保守など）の他に、回線敷設工事及び回線利用に必要な機器の搬入・設置・設定作業など、回線の敷設及び利用に関わる全ての費用を本調達に含めること。

12. その他

本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い高専機関と交わす契約書に定めのない事項については、発注者及び請負者の双方で協議の上決定すること。